

離婚後共同親権を導入

国会に改正案「DV」は除外

法制審要綱案

家族法制の見直しを検討してきた法制審議会(法相の諮問機関)の部会は30日、婚姻中の父母に認められている共同親権を離婚後も可能とする民法改正の要綱案を取りまとめた。離婚後の共同親権が導入されれば1898年の明治民法施行以降初めてで、離婚後の法制度は大きく見直される。2月に予定されている法制審の総会を経て法相に答申され、政府は今通常国会に改正案を提出する方針。

でも、共同親権の下では父母が共同して親権を行使す

親権

未成年の子に対して親が持つ権利と義務。主に、子の身の回りの世話(監護)や教育、子の居所指定をする「身上監護」と、子の財産を管理する「財産管理」からなる。民法は818条で「父母の婚姻中は、父母が共同して行う」として婚姻中の共同親権を定める。一方、819条で「父母が離婚をするときは、一方を親権者と定めなければならない」として離婚後の単独親権を規定している。

るのが原則として、子の父母のいずれかが単独で親権を行使できるとした。養育費の支払いや、別居親と子の早期の交流を促す規定も新たに設けた。父母

双方が協力して得た財産を分ける財産分与についても請求できる期間を現行の2年から5年に延長する。部会は21年3月に初会合を開き、2年10月にわたって計37回の会合を重ねてきた。30日は21人の委員が要綱案の採決に参加し、3人が反対した。部会は併せて、今回の改正内容が国民に正確に伝わるよう適切に周知する必要があるとする付帯決議をした。【飯田憲】



(社会面に関連記事)

厚生労働省によると、婚姻件数は近年、年間50万件前後で推移する一方、2022年は17万9099組が離婚し、うち9万4565組に子どもがいた。およそ3組に1組が離婚を選択する社会情勢となる中、部会は、これからの家族法制が

どうあるべきか、議論を重ねてきた。

要綱案はまず、これまで法解釈に委ねられていた、子の養育をする上で父母が負う責務を明確化。親権の有無に関係なく、父母には子の人格を尊重して子を養育し、子の利益のために協力する義務があることを明記した。

その上で、離婚後共同親権の道を開き、父母は協議して離婚する際に、離婚後の共同親権が単独親権かを選ぶことができることとした。協議が整わなければ家裁が審判で親権者を決める。家庭内暴力(DV)や児童虐待があり、共同親権がふさわしくないケースを除外するため、家裁が判断の手掛かりとする考慮要素も盛り込んだ。

親権行使のルールも再整備した。婚姻中でも離婚後

賛否双方が注文 離婚後共同親権要綱案

2年10カ月の審議を経て法制審議会の部会は30日、離婚後の共同親権の導入に向けた民法改正要綱案を取りまとめた。当事者団体を代表し法改正の議論に加わった部会の委員は会合終了後に取材に応じ、離婚後の共同親権に賛成・反対の立場から、要綱案にそれぞれ注文を付けた。

「子の養育に親が責任を持つ仕組みが導入されることは評価できる」。部会委員の武田典久さんは、要綱案の意義をそう語った。

理事長の赤石千衣子さんと、お茶の水女子大学の戒能民江名誉教授は東京都内で記者会見を開き、「民法改正がどんな影響を与えるのか、検討が十分ではない」として要綱案に反対したことを明らかにした。離婚後共同親権が導入されると、家庭内暴力(DV)や児童虐待が離婚後も続くとの懸念が示されている。赤石さんは「今の枠組みでDV被害者を守るのか分からない」と指摘した。【飯田憲】

両親の養育責任 離婚後も

共同親権導入 子の利益重視

離婚後の共同親権導入を柱とする民法改正の要綱案が30日、法制審議会の部会でまとまった。「子の利益」の観点から、家族法制の大幅な見直しを提言する内容となった。根強い反対意見もある中、離婚後の家族の形は変わるのか。

CU クローズアップ

親権は未成年の子を育てる上で、親が持つ権利と義務を指す。その範囲は子の身の回りの世話(監護)や教育の実施をはじめとして、住む場所の指定や職業許可、子の財産管理——と広範だ。離婚後の共同親権が導入された民法改正案が成立すれば一定期間を置いて施行され、施行後に離婚する父母、既に離婚した父母も共同親権が可能となる。

要綱案は、離婚後の共同親権が子の利益にかなうケースを想定して制度設計されている。共同親権は父母の共同行使が原則。離婚後の共同親権では、子の人生を左右するような重要な決定に父母双方が関わることになる。一方、離婚した父母は通常、別々に暮らす。親権を常に共同で行使するのは現実的でないため、要綱案は共同親権下でも、子の日常に関する決定は父母のいずれかが単独で決められるとした。また、入学手続きや緊急

の医療行為のように一定の期限までに親権行使が不可欠である場合で父母の意見が割れた場合も「子の利益」のため急迫の事情がある」とみなし、単独で親権を行使できる仕組みを設けた。法務省幹部は「離婚後も親子の円滑な関係を保ちたいと考える父母にはニーズがある」とみるが、離婚時の葛藤を引きずり、互いを非難しあうような父母の下では共同親権は機能しない可能性が大きい。

「夫婦が終わっても親の責任は続く」。別居親と子の交流支援に取り組むNPO法人「ハッピーシェアリング」(大阪市)の代表理事、築城由佳さん(右)は離婚した父母双方に子の養育に関わってほしいと願う一人だ。築城さん自身、小学生の長女と暮らすシングルマザー。離婚したのは2014年で長女は当時1歳だった。元夫と長女は離婚調停中から月に1回は会っていた。「私が一人で育てているのに、なぜ会わせないとはいけないのか」。そう考



離婚後の共同親権導入を盛り込んだ民法改正の要綱案に対し「子どもを中心に考える制度になってほしい」と話す築城由佳さん(右)＝大阪市で17日

えた。それでも元夫と長女の交流は続いた。5年が過ぎた頃、元夫を責める気持ちが消え、長女も「パパと遊んで楽しかった」と口にするようになった。養育費の支払いは続いている。元夫は海やキャンプに長女を連れ出し、お金に換えられない経験もさせてくれた。いつしか築城さんが教育担当、元夫が遊び担当と役割分担ができ、子を介

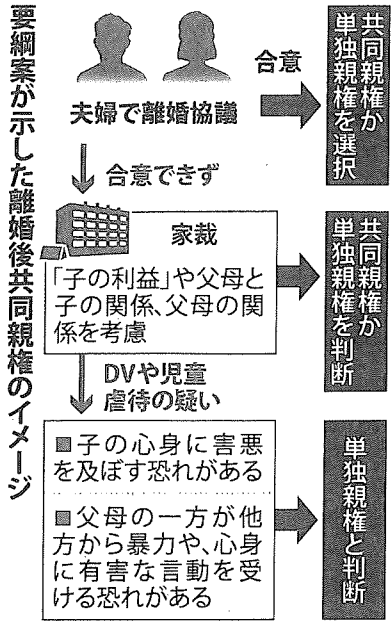
DV・虐待 家裁の役割重要

離婚後の共同親権は海外では主流で、法改正が実現すれば日本の離婚後の家族法制は国際標準に近づく。ただ、部会では、DVや児童虐待が継続するなどの懸念が示され、不適切な共同親権をどう排除するかの議論

に時間を費やした。父母が離婚後の親権のあり方で合意できない場合、その可否は家裁に委ねられる。家族の事情はさまざまで、家裁は難しい判断を迫られるとみられ、要綱案には判断の指針となる考慮要

素が書き込まれた。家裁は、子の利益のため、父母と子や、父母の関係を考慮して親権者を定める。その際、父や母が子の心身に害を及ぼす▽父母の一方が他方から暴力や、心身に有害な言動を受ける——恐れがあれば、父母の一方を親権者と定めなければならないとした。DVや虐待を念頭に置いた規定だ。

また、相手との力関係の差によって離婚後の共同親権を意に反して押しつけられるとの懸念にも配慮し、子やその親族の請求に基づいて、家裁が親権者を変更できる仕組みも設けた。しかし、一部委員は「真摯な合意がある場合に限り、離婚後の共同親権を認めるべきだ」「父母間の葛藤にさらされる子どもへの悪



要綱案のポイント	
現行	要綱案
父母の責務 具体的な規定なし	「子の人格を尊重し、養育しなければならぬ」「子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならぬ」と明記
離婚後の親権 単独親権	共同親権か単独親権
養育費の差し押さえ 公正証書や家裁の調停・審判で作成された書面が必要	最低限の養育費を請求できる「法定養育費」を創設。優先して財産を差し押さえられる特権を養育費に付与
親子の面会交流 父母で協議するか、家裁に調停・審判を申し立てる	家裁が仕組みを整え、調停・審判手続きで、早期の親子交流を促す。祖父母や兄弟姉妹の申し立て可能に
財産分与 請求期間は2年間	請求期間は5年間

を養育する親がもう一方の親に一定額を請求できる「法定養育費」制度を新設するとした。協議が整わない場合のセーフティネットと位置づけ、子の最低限度の生活の維持に必要な金額が想定されている。別居や離婚で離れ離れになった親子を早期に面会させる制度も創設する。親子の交流が長期間滞ると、親

子関係にあつれきが生じやすくなることされることから、調停・審判手続き中に、家裁が親子交流の試行的な実施を促すことができる。併せて、これまで父母のみ認められていた面会交流の申立人の範囲を改める。子の利益のために特に必要である場合には、祖父母や兄弟姉妹らにも広げる。

養育費・親子交流を改善

部会では、親権と並んで、養育費の着実な支払いや、別居親と子の面会交流の促進が大きな論点となった。2021年度の厚生労働省のひとり親世帯を対象とした調査では、現在も養育費を受けている▽現在も離婚

した別居親との面会交流を行っている——と回答した母子世帯は、いずれも3割程度にとどまっており、離婚に伴う社会的課題になっている。現行制度で不払いとなった養育費を差し押さえるに

は、公正証書や、家裁の調停や審判で作成された書面が必要となる。そもそも離婚時に養育費の支払いを取り決めない父母も多く、ハードルは高い。このため要綱案は、養育費の請求に特権を与え、支

払い義務がある親に、他の債権者に優先して養育費を支払わせる仕組みを整えた。これにより、養育費の支払いに関する父母間の「覚書」のような文書があれば、公正証書や家裁の書面がなくても給与などの財産の差し押さえが可能となる。

さらに、養育費に関する合意や協議がなくても、子の交流が長期間滞ると、親

子関係にあつれきが生じやすくなることされることから、調停・審判手続き中に、家裁が親子交流の試行的な実施を促すことができる。併せて、これまで父母のみ認められていた面会交流の申立人の範囲を改める。子の利益のために特に必要である場合には、祖父母や兄弟姉妹らにも広げる。